

別添 1

都道首都高速 1 号線等に関する協定

都道首都高速 1 号線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と首都高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「都道首都高速 1 号線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 1－7、別紙 1－10、別紙 1－21 から別紙 1－24 を次のとおり改める。

別紙 1－7

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北線(神奈川県横浜市都筑区川向町から神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市都筑区川向町から

神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで

(ロ) 延長

8.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	60	8.2	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘 要
	左側	計	左側	右側	計	
橋 梁 高 架 部 分	—	—	1.75	0.75	2.50	
ト ン ネ ル 部 分	—	—	1.75 又は 2.50	0.75	2.50 又は 3.25	
土 工 (掘 割) 部 分	—	—	1.75	0.75	2.50	

(ト) 付加車線の幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他 の 道 路 の 路 線 名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北ジャンクション
横浜市道長島大竹線	横浜市港北区新羽町	立体接続	新横浜出入口
神奈川県道大田神奈川線	横浜市鶴見区馬場七丁目 横浜市神奈川区西寺尾一丁目	立体接続	馬場出入口
横浜市道岸谷生麦線	横浜市鶴見区岸谷一丁目 横浜市鶴見区生麦一丁目	立体接続	岸谷生麦出入口
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市鶴見区生麦一丁目 横浜市鶴見区生麦二丁目	立体接続	生麦ジャンクション
横浜市道高速湾岸線	横浜市鶴見区生麦二丁目	平面接続	

(4) 工事予算

408,732 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 4日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成29年 3月18日 (供用開始(馬場出入口除く))

令和2年 2月27日 (供用開始(馬場出入口))

令和4年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

435,443 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

435,443 百万円)(消費税込み)

別紙 1－10

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

都道首都高速7号線（改築）（小松川JCT）に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速7号線

(2) 工事の箇所

東京都江戸川区西小松川町

東京都江戸川区東小松川二丁目

東京都江戸川区松島一丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション
附属街路第4号線	江戸川区西小松川町	立体接続	中環小松川入口

(4) 工事予算

40,027百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日

平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日

令和 元年12月 1日(供用開始)

令和 4年 3月31日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47,057 百万円	(消費税込み)
(うち、助成対象基準額	47,057 百万円)(消費税込み)

別紙1－21

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北西線(神奈川県横浜市青葉区下谷本町から神奈川県横浜市都筑区川向町まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北西線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市青葉区下谷本町から

神奈川県横浜市都筑区川向町まで

(ロ) 延長

7.1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

(ロ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	60	7.1	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(へ) 車線の数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘 要
	左側	計	左側	右側	計	
橋 梁 高 架 部 分	—	—	1.25	0.75	2.00	
ト ン ネ ル 部 分	—	—	2.50	0.75	3.25	
土 工 (掘 割) 部 分	—	—	2.50	0.75	3.25	

(チ) 付加車線の幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他 の 道 路 の 路 線 名	接続の位置	接続の方法	備 考
高速自動車国道第一東海自動車道 (東名高速道路)	横浜市青葉区下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション
横浜市道川向線	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北出入口
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北ジャンクション
横浜市道高速横浜環状北線	横浜市都筑区川向町	平面接続	

(4) 工事予算

149,234 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日

- ① 横浜市青葉区下谷本町から横浜市緑区北八朔町まで(横浜青葉ジャンクションに係る部分)、
及び横浜市都筑区東方町から横浜市都筑区川向町まで(横浜港北ジャンクション)に係る部分)
平成24年 5月 1日

- ② 横浜市青葉区下谷本町から横浜市都筑区川向町まで
平成29年10月 1日

なお、②における工事の着手年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

令和 2年 3月22日(供用開始)

令和 4年 3月31日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

163,740 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

163,740 百万円)(消費税込み)

別紙 1－22

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

都道首都高速3号線（改築）（渋谷入口）に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の箇所

東京都渋谷区渋谷二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道霞ヶ関渋谷線	渋谷区渋谷二丁目	立体接続	渋谷入口

(4) 工事予算

6,868百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成26年 4月 1日

(ロ) 工事の完成年月日 令和 元年12月19日(供用開始)

令和 3年 3月30日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,778 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,778 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 7,675 百万円)(消費税込み)

別紙 1－23

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速3号線(改築)(池尻・三軒茶屋出入口付加車線増設)に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都目黒区大橋二丁目から

東京都世田谷区太子堂二丁目まで

(ロ) 延長

0.7キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都目黒区大橋二丁目から 東京都世田谷区太子堂二丁目まで	60	0.7	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(木) 車線の数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都目黒区大橋二丁目から 東京都世田谷区太子堂二丁目まで	-	-	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘 要
	左側	計	左側	右側	計	
橋 梁 高 架 部 分	-	-	-	0.75	0.75	
ト ン ネ ル 部 分	-	-	-	-	-	
土 工 (掘 割) 部 分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

6,040百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成27年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 令和10年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,022 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 6,727 百万円)(消費税込み)

別紙1－24

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))

(埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県上尾市堤崎まで)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から

埼玉県上尾市堤崎まで

(ロ) 延長

8.0キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

(ロ) 道路の区分

第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から 埼玉県上尾市堤崎まで	80	8.0	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.50メートル

(ヘ) 車線の数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から 埼玉県上尾市堤崎まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘 要
	左側	計	左側	右側	計	
橋 梁 高 架 部 分	—	—	1.25 又は 1.75	0.5	1.75 又は 2.25	
ト ン ネ ル 部 分	—	—	—	—	—	
土 工 (掘 割) 部 分	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2.25又は3.00メートル

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他 の 道 路 の 路 線 名	接続の位置	接続の方法	備 考
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市中央区円阿弥一丁目	平面接続	与野ジャンクション(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市中央区円阿弥三丁目	立体接続	与野出入口
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市大宮区三橋五丁目	立体接続	大宮出入口(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市西区宮前町	立体接続	宮前南出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	さいたま市西区内野本郷	立体接続	宮前出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	上尾市堤崎	立体接続	上尾南出入口(仮称)

(4) 工事予算

60,808 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日

① 埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目まで(与野ジャンクション(仮称)に係る部分)
平成29年 4月20日

② 埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目から埼玉県上尾市堤崎まで
令和6年 4月1日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

令和9年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

71,045 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

68,022 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	6,137
H19	11,612
H20	9,579
H21	9,396
H22	8,110
H23	11,545
H24	16,274
H25	20,174
H26	40,129
H27	23,284
H28	36,948
H29	22,342
H30	36,238
R1	27,141
R2	41,284
R3	116,274
R4	47,655
R5	37,898
R6	29,979
R7	31,994
R8	30,030
R9	21,644
R10	21,755
R11	22,024
R12	22,080
R13	22,151
R14	32,595
R15	29,658
R16	22,397
R17	22,442
R18	22,563
R19	23,519
R20	23,530
R21	24,044
R22	24,044
R23	24,044
R24	33,347
R25	30,250
R26	24,045
R27	24,045
R28	24,045
R29	24,045
R30	24,045
R31	24,045
R32	27,686
R33	28,337
R34	40,681
R35	33,541
R36	27,336
R37	27,336
R38	27,336
R39	29,337
R40	28,337
R41	27,336
R42	27,336
R43	27,336
R44	27,336
R45	27,336
R46	29,337
R47	14,707

(注1) 平成18年度から令和2年度は実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

(注3) 特定更新等工事に要する費用に係る額を除く。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

債務引受限度額	7,552
---------	-------

別紙 5 を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

首都高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(単位:百万円)

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H18	30,300
H19	29,600
H20	28,416
H21	32,920
H22	33,908
H23	42,214
H24	39,684
H25	34,112
H26	25,282
H27	26,200
H28	35,218
H29	21,718
H30	11,114
R1	16,962
R2	824
R3	432
R4	4
R5	386
R6	324
R7	36
R8	38
R9	746
R10	0
R11	0
R12	0
R13	0
R14	0
R15	0
R16	146
R17	7,697
R18	7,748
R19	6,836
R20	6,026
R21	5,773
R22	5,774
R23	0
R24	0
R25	0
R26	0
R27	0
R28	0
R29	0
R30	0
R31	0
R32	0
R33	0
R34	0
R35	0
R36	0
R37	0
R38	0
R39	0
R40	0
R41	0
R42	0
R43	0
R44	0
R45	0
R46	0
R47	0

(注1) 平成18年度から令和2年度は実績値を記載している。

(注2) 令和16年度から令和22年度は、第3回首都高日本橋地下化検討会で確認された事業スキームにおける民間プロジェクトによる公共貢献が機構法第25条2項により交付されるものとした額を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

首都高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(単位：百万円)

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分		うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(202, 470) 204, 136	(43, 766) 44, 126	(158, 704) 160, 010	(8, 856) 8, 929	(149, 848) 151, 081
H 1 9	(203, 138) 203, 138	(43, 910) 43, 910	(159, 227) 159, 227	(8, 885) 8, 885	(150, 343) 150, 343
H 2 0	(207, 313) 192, 576	(44, 813) 41, 627	(162, 500) 150, 949	(9, 068) 8, 423	(153, 432) 142, 526
H 2 1	(203, 625) 188, 136	(34, 574) 40, 668	(169, 051) 147, 468	(8, 186) 8, 229	(160, 865) 139, 240
H 2 2	(207, 072) 189, 399	(35, 158) 32, 158	(171, 914) 157, 241	(8, 325) 7, 614	(163, 589) 149, 627
H 2 3	(197, 997) 197, 997	(33, 618) 33, 618	(164, 379) 164, 379	(7, 960) 7, 960	(156, 419) 156, 419
H 2 4	(201, 545) 201, 545	(34, 220) 34, 220	(167, 325) 167, 325	(8, 102) 8, 102	(159, 222) 159, 222
H 2 5	(203, 369) 203, 369	(34, 530) 34, 530	(168, 839) 168, 839	(8, 176) 8, 176	(160, 663) 160, 663
H 2 6	(205, 699) 203, 950	(34, 925) 34, 629	(170, 773) 169, 321	(8, 269) 8, 199	(162, 504) 161, 122
H 2 7	(198, 838) 198, 838	(33, 761) 33, 761	(165, 077) 165, 077	(7, 994) 7, 994	(157, 084) 157, 084
H 2 8	(191, 190) 203, 748	(32, 462) 34, 594	(158, 728) 169, 154	(7, 686) 8, 191	(151, 042) 160, 963
H 2 9	(202, 775) 202, 775	(34, 429) 34, 429	(168, 346) 168, 346	(8, 152) 8, 152	(160, 194) 160, 194
H 3 0	(209, 232) 209, 259	(35, 525) 35, 530	(173, 706) 173, 729	(8, 412) 8, 413	(165, 295) 165, 316
R 1	(207, 364) 207, 289	(35, 209) 35, 196	(172, 155) 172, 093	(8, 336) 8, 333	(163, 819) 163, 760
R 2	(206, 949) 175, 765	(35, 138) 29, 843	(171, 811) 145, 922	(8, 320) 7, 066	(163, 491) 138, 856
R 3	176, 063	21, 465	104, 947	5, 082	99, 865
R 4	197, 943	25, 180	123, 112	5, 962	117, 150
R 5	210, 499	27, 312	133, 536	6, 466	127, 070
R 6	218, 904	28, 739	140, 514	6, 804	133, 710
R 7	231, 534	30, 884	150, 999	7, 312	143, 687
R 8	261, 395	35, 954	175, 790	8, 513	167, 277
R 9	264, 790	36, 531	178, 608	8, 649	169, 959
R 1 0	266, 193	36, 769	179, 773	8, 705	171, 068
R 1 1	267, 900	37, 059	181, 190	8, 774	172, 416
R 1 2	268, 620	37, 181	181, 788	8, 803	172, 985
R 1 3	264, 110	36, 415	178, 044	8, 622	169, 422
R 1 4	262, 591	36, 157	176, 782	8, 560	168, 222
R 1 5	261, 743	36, 013	176, 078	8, 526	167, 552
R 1 6	260, 608	35, 820	175, 136	8, 480	166, 656
R 1 7	259, 007	35, 549	173, 807	8, 416	165, 391
R 1 8	251, 442	34, 264	167, 527	8, 112	159, 415
R 1 9	248, 914	33, 835	165, 428	8, 011	157, 417
R 2 0	246, 687	33, 457	163, 579	7, 921	155, 658
R 2 1	245, 552	33, 264	162, 637	7, 876	154, 761
R 2 2	242, 459	32, 739	160, 069	7, 751	152, 318
R 2 3	240, 343	32, 379	158, 312	7, 666	150, 646
R 2 4	238, 303	32, 033	156, 619	7, 584	149, 035
R 2 5	237, 248	31, 854	155, 743	7, 542	148, 201
R 2 6	234, 533	31, 393	153, 489	7, 433	146, 056
R 2 7	232, 563	31, 058	151, 853	7, 353	144, 500
R 2 8	230, 679	30, 738	150, 289	7, 277	143, 012
R 2 9	229, 292	30, 503	149, 138	7, 222	141, 916
R 3 0	225, 881	29, 924	146, 306	7, 085	139, 221
R 3 1	223, 376	29, 498	144, 226	6, 984	137, 242
R 3 2	221, 128	29, 117	142, 360	6, 893	135, 467
R 3 3	219, 815	28, 894	141, 270	6, 841	134, 429
R 3 4	216, 301	28, 297	138, 352	6, 699	131, 653
R 3 5	213, 613	27, 841	136, 121	6, 591	129, 530
R 3 6	210, 944	27, 387	133, 905	6, 484	127, 421
R 3 7	209, 230	27, 096	132, 482	6, 415	126, 067
R 3 8	206, 107	26, 566	129, 889	6, 289	123, 600
R 3 9	203, 983	26, 206	128, 126	6, 204	121, 922
R 4 0	202, 123	25, 890	126, 582	6, 129	120, 453
R 4 1	201, 198	25, 733	125, 814	6, 092	119, 722
R 4 2	197, 636	25, 128	122, 857	5, 949	116, 908
R 4 3	195, 559	24, 775	121, 132	5, 865	115, 267
R 4 4	193, 577	24, 439	119, 487	5, 786	113, 701
R 4 5	192, 262	24, 215	118, 395	5, 733	112, 662
R 4 6	190, 093	23, 847	116, 595	5, 646	110, 949
R 4 7	55, 600	1, 010	4, 939	240	4, 699

(注) 平成18年度から令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

首都高速道路株式会社における計画料金収入

(単位：百万円)
(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(263, 101) 267, 398
H 1 9	(268, 946) 268, 576
H 2 0	(276, 377) 258, 876
H 2 1	(271, 335) 253, 132
H 2 2	(276, 337) 255, 900
H 2 3	(264, 036) 263, 261
H 2 4	(266, 780) 268, 517
H 2 5	(268, 770) 267, 165
H 2 6	(275, 435) 270, 932
H 2 7	(274, 146) 275, 977
H 2 8	(275, 706) 291, 021
H 2 9	(291, 089) 291, 741
H 3 0	(291, 606) 290, 166
R 1	(290, 185) 287, 208
R 2	(293, 555) 259, 435
R 3	269, 891
R 4	280, 394
R 5	293, 377
R 6	303, 092
R 7	313, 446
R 8	343, 308
R 9	347, 046
R 1 0	347, 803
R 1 1	348, 651
R 1 2	348, 284
R 1 3	341, 660
R 1 4	339, 472
R 1 5	338, 160
R 1 6	336, 879
R 1 7	335, 411
R 1 8	328, 621
R 1 9	326, 116
R 2 0	323, 610
R 2 1	321, 984
R 2 2	318, 660
R 2 3	316, 185
R 2 4	313, 771
R 2 5	312, 180
R 2 6	308, 943
R 2 7	306, 560
R 2 8	304, 207
R 2 9	302, 620
R 3 0	299, 379
R 3 1	296, 965
R 3 2	294, 612
R 3 3	293, 029
R 3 4	289, 906
R 3 5	287, 584
R 3 6	285, 292
R 3 7	283, 744
R 3 8	280, 738
R 3 9	278, 477
R 4 0	276, 246
R 4 1	274, 797
R 4 2	271, 847
R 4 3	269, 676
R 4 4	267, 537
R 4 5	266, 125
R 4 6	263, 290
R 4 7	130, 933

(注) 平成18年度から令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

(協定第 1 2 条関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 8 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

〔１〕基本料金の額

本協定第３条に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、１回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

一．１キロメートル当たり料金の額と固定額

（１）１キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

（注）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

（２）利用１回に対して課する固定額

利用１回に対して課する固定額は、１５０円とする。

二．適用方法

（１）料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添２のとおりとする。

（注）

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一．に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離につい

ては、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

- a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。
 - b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
 - c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。
- B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕及びETC車以外の自動車であって、ETC専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。
- C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に届出を行うものとする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L \times R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(イ) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を適用する。

(ロ) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、記(1)Bの料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を徴収する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二.に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

〔2〕ETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外が進入し通行する場合における料金の額

一. 1回当たりの料金の額

記〔1〕にかかわらず、別添2に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外が進入した場合において、当該出入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、下表Aのとおりとする。

ただし、別添3に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外が進入した場合においては、当該出入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は上記の定めは適用せず、1回の通行につき1台当たり、同表に掲げる距離を料金距離とした場合の額とする。

なお、ただし書きにおいて、同表に掲げる料金距離が4. 2km 以下となる場合の料金の額については、1回の通行につき1台当たり、下表Bの区分に応じた額とする。

表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

表B

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

(注)

別添2又は別添3に掲げる出入口等をETC専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に機構に届出を行うものとする。

二. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

三．特例措置

記〔４〕一．(2)の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、記二．に定める料金の額に対して、記〔４〕一．(2)に定める割引を適用した額を料金の額とする。

〔３〕特別の措置

一．料金距離に応じた料金の額

料金距離が４．２km 以下となる場合の料金の額については、記〔１〕にかかわらず、１回の通行につき１台当たり、下表の区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4. 2km 以下	251. 5488 円	276. 9360 円	302. 3232 円	359. 4444 円	499. 0740 円

(注)

- A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添２のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。
- a： 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。
- b： 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
- c： 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。
- B 現金車は、首都高速道路の入口等から最遠の出口等までの距離（別添３に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が４．２km 以下となる場合の料金の額については、上表の料金の額を適用する。
- C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添２又は別添３について軽微な変更を行う場合は、事前に機構に届出を行うものとする。

二．通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(1) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

(2) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、記一. Bの料金距離に応じて、料金の額を徴収する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. 及び二. に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

〔4〕基本料金及び特別の措置における割引

一. 割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車とする。

(ロ) 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、55.0km超となる場合は、下表の区分に応じた割引後の額を適用する。

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
55.0km 超	1448.88 円	1773.60 円	2098.32 円	2828.94 円	4614.90 円

(2) 障害者割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したETCシステム利用規程第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(3) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで〕及び川崎市道高速縦貫線の

うち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車及び特大車とする。ただし、神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限るものとし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

(ロ) 割引率等

20%とする。ただし、下表Aに定める利用区間を通行する場合においては、利用距離に応じた料金の額が907.40円を超える場合に限り同表に定める割引後の額を適用し、下表Bに定める利用区間を通行する場合においては、同表の割引率を適用する。

表A

利用区間	割引後の額
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31)から(36)の路線（以下「神奈川地区」という。）における各出入口等から同地区における各出入口等まで。	907.40円

表B

利用区間	割引率
神奈川地区における各出入口等から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	15%
神奈川地区における各出入口等から首都高速道路の路線名中、(1)から(23)、(26)から(30)、(37)の路線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。	10%

(ハ) 中型車の特例

記(イ)及び記(ロ)にかかわらず、ETC車のうち中型車が上表Aに定める利用区間を通行した場合の料金の額は、本割引を適用した大型車の料金の額を上回ることとなる場合に限り、当該大型車の料金の額を適用する。

(4) 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうちE T Cコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

① 車両単位割引

- A 記(イ)の自動車が使用するE T Cコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、令和4年4月1日以降会社が別に定める日から令和8年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。
- B 令和4年4月1日以降会社が別に定める日から令和8年3月31日までの間においては、利用した出入口等には下表Cに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表D左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Eの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表A

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5%
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8%
50,000 円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	10%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	20%
30,000 円を超える部分	25%

表C

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表D

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表E

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	10%

② 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(ロ)①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。

(ハ) 実施する期間

記(ロ)②に定める割引は、平成24年1月1日から令和8年3月31日までの間とする。

(5) 都心流入割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C 車とする。

(ロ) 割引を適用する料金距離

下表Aから下表Jまでの左欄に掲げる出入口等と中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、それぞれ右欄に定める料金距離を適用する。

表A

出入口等	出入口等	料金距離
川崎浮島ジャンクション、空港中央、大井	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	17.5km

表B

出入口等	出入口等	料金距離
羽田、空港西、平和島、鈴ヶ森	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.7km

表C

出入口等	出入口等	料金距離
------	------	------

高速自動車国道第一東海自動車道及び都道首都高速 3 号線との接続部、用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13. 7km
--	---	---------

表D

出入口等	出入口等	料金距離
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線及び都道首都高速 4 号線との接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、新宿、代々木	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	14. 4km

表E

出入口等	出入口等	料金距離
美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22. 4km

表F

出入口等	出入口等	料金距離
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、一ツ橋、飯田橋、箱崎、浜町、清洲橋及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24. 1km

表G

出入口等	出入口等	料金距離
------	------	------

三郷ジャンクション（三郷を含む。）、八潮、八潮南、加平、小菅、堤通、向島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.0km
--------------------------------------	---	--------

表 H

出入口等	出入口等	料金距離
一般国道 14 号及び都道首都高速 7 号線との接続部、一之江、小松川、錦糸町	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.3km

表 I

出入口等	出入口等	料金距離
高谷ジャンクション、千鳥町、浦安、舞浜、西	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	21.5km

表 J

出入口等	出入口等	料金距離
大師	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	15.2km

(ハ) 実施する期間

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

(6) 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した自動車とする。

(ロ) 割引を適用する料金距離

下表左欄に掲げる出入口等と同表中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、右欄に定める料金距離を適用する。

出入口等	出入口等	料金距離
東神奈川、横浜駅東口、みなとみらい、横浜公園、一般国道466号(第三京浜道路)及び一般国道1号(横浜新道)と横浜市道高速1号線との接続部、三ツ沢、横浜駅西口、一般国道16号(横浜横須賀道路)と横浜市道高速2号線との接続部、永田、花之木、石川町、新山下、大黒ふ頭、東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

(ハ) 実施する期間

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

(7) ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る、かつ、会社が別に定める日までの間については、料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

(ロ) 割引率

39%以下とする。

(8) 深夜割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

(ロ) 割引率

20%とする。

(9) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

(ロ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(ニ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出を行うものとする。

(10) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出を行うものとする。

二. 割引相互間の適用関係

- (1) 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記〔４〕に定める他の全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記〔４〕に定める他の全ての割引を適用する。
- (2) 障害者割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。
- (3) 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引、ＥＴＣ路線バス割引及び深夜割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。ただし、割引相互間の重複適用後（ＥＴＣ路線バス割引及び大口・多頻度割引を除く。）の割引率は、最大で基本料金の額、特別の措置又は上限料金の引下げに係る割引後の額の５０％とする。

(イ) 重複適用の有無

○…適用あり

×…適用なし

—…重複し得ない

	環境					
大口	○		大口			
流入	○	○	流入			
湾岸	○	○	—	湾岸		
路バス	×	×	×	×	路バス	
深夜	○	○	○	○	○	深夜

(注)「環境」、「大口」、「流入」、「湾岸」、「路バス」、「深夜」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引、ＥＴＣ路線バス割引及び深夜割引を指す。

(ロ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引

3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	深夜割引
5	E T C路線バス割引又は大口・多頻度割引

- (4) 環境ロードプライシング割引及び都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、環境ロードプライシング割引又は、都心流入割引若しくは都心流入・湾岸線誘導割引の内、最も割引額が大きくなる割引を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記一. (1)、(3)、(5)、(6)及び(8)に定める割引を適用した額（記(1)及び記(3)に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

〔5〕 料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和47年9月30日までとする。

〔6〕 その他（乗継）

首都高速道路を通行してきたE T C車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、E T Cシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車及び〔2〕に定める料金の額を適用する自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。

〔7〕 実施期日

この料金の額及びその徴収期間は、令和4年3月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

以 上

自動車の車種区分

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに定める値以下かつ 4 車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして首都高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2 車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

料金距離(単位:km)

別添 2

- ・「一」…距離を算出できない、又は通常利用されない経路
- ・ジャンクションは「JCT」と表記する。
- ・ETC専用施設のみが設置された出入口等は「ETC」と表記する。

都道首都高速1号線

都道府県別1号線																			
入谷	上野	本町	江戸橋JCT	宝町	京橋JCT	京橋	新富町	銀座	汐留JCT	浜崎橋JCT	芝浦JCT	芝浦	大井JCT	勝島	鈴木森	平和島	昭和島JCT	空港西	羽田
																	—	1.6	2.8
																	—	2.9	4.1
																	—	5.1	6.3
																	—	—	—
																	—	9.6	10.8
																	—	—	—
																	—	11.3	12.5
																	—	12.3	13.5
																	—	13.5	14.7
																	—	13.9	15.1
																	—	14.1	15.3
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—
																	—	—	—

都道首都高速2号線

[illegible]

都道首都高速2号分岐線

		谷町JCT
	飯倉	—
一ノ橋JCT	0.7	1.5

都道首都高速3号線

[illegible]

都道首都高速4号線

[illegible]

都道首都高速4号分岐線

		呉服橋	神田橋JCT
	江戸橋		—
江戸橋JCT		0.2	0.8
	—	0.4	1.0

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

[illegible]

[illegible]

						京葉道路
				小松川	一之江	—
			小松川JCT	—	—	—
	錦糸町			0.3	1.7	3.8
両国JCT		—		4.4	5.8	7.9
	2.5	—		6.9	8.3	10.4

京橋JCT	東京高速道路
	0.1

					辰巳JCT
				枝川	1.7
			塩浜	—	2.2
		木場	—	—	—
	福住	—	—	—	—
箱崎JCT・箱崎・ 浜町・清洲橋	—	0.6	—	—	4.1
		1.8	—	—	5.3

		有明JCT
芝浦JCT	台場	—
	2.8	5.0

都道府県別・都庁・市町村別					・ 西JCT
					—
					2.2
					4.7
					—
					—
					—
四つ木	2.6	5.0	—	8.7	11.2

		東雲JCT
晴海	豊洲	1.3
	—	2.7

			王子南・王子北	江北JCT
		新板橋	—	2.7
	滝野川	—	—	—
板橋JCT	0.9	1.0	4.4	7.1

	五反田	大井JCT
大橋JCT	3.4	9.4

								大橋JCT
							富ヶ谷	—
					西新宿JCT	初台南	0.4	2.4
					—	—	1.6	3.6
			中野長者橋	—	—	—	—	—
			3.8	5.5	—	—	7.1	9.1
	高松	西池袋	—	—	—	—	—	—
熊野町JCT	0.3	1.9	5.7	7.4	—	—	9.0	11.0

神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

[illegible]

都道首都高速湾岸分岐線

東海JCT	昭和島JCT
	1.9

都道高速・飾川口線及び埼玉県道高速・飾川口線

[illegible]

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

本牧JCT	新山下	山下町	石川町JCT	石川町	横浜公園	みなとみらい	横浜駅東口	金港JCT	東神奈川	子安	守屋町	生麦	生麦JCT	汐入	浅田	浜川崎	大師JCT・大師	羽田
																		1.5
																		5.3
																		—
本牧JCT	新山下	山下町	石川町JCT	石川町	横浜公園	みなとみらい	横浜駅東口	金港JCT	東神奈川	子安	守屋町	生麦	生麦JCT	汐入	浅田	浜川崎	大師JCT・大師	8.2
																		10.6
																		—
																		12.0
本牧JCT	新山下	山下町	石川町JCT	石川町	横浜公園	みなとみらい	横浜駅東口	金港JCT	東神奈川	子安	守屋町	生麦	生麦JCT	汐入	浅田	浜川崎	大師JCT・大師	12.4
																		14.6
																		—
																		15.9
本牧JCT	新山下	山下町	石川町JCT	石川町	横浜公園	みなとみらい	横浜駅東口	金港JCT	東神奈川	子安	守屋町	生麦	生麦JCT	汐入	浅田	浜川崎	大師JCT・大師	17.4
																		19.8
																		—
																		20.4
本牧JCT	新山下	山下町	石川町JCT	石川町	横浜公園	みなとみらい	横浜駅東口	金港JCT	東神奈川	子安	守屋町	生麦	生麦JCT	汐入	浅田	浜川崎	大師JCT・大師	20.9
																		19.4
																		17.8
																		18.3

神奈川県道高速湾岸線

横浜横浜環状道路 金沢支線	幸浦	杉田	磯子	三溪園	南本牧ふ頭	本牧ふ頭	本牧JCT	大黒JCT・大黒ふ頭	東扇島	川崎浮島JCT・浮島
										4.1
										12.1
										15.2
横浜横浜環状道路 金沢支線	幸浦	杉田	磯子	三溪園	南本牧ふ頭	本牧ふ頭	本牧JCT	大黒JCT・大黒ふ頭	東扇島	15.2
										16.7
										—
										—
横浜横浜環状道路 金沢支線	幸浦	杉田	磯子	三溪園	南本牧ふ頭	本牧ふ頭	本牧JCT	大黒JCT・大黒ふ頭	東扇島	23.4
										25.5
										28.6
										29.5

横浜市道高速1号線

金港JCT	横浜駅西口	三ツ沢	第三京浜道路・横浜新道
			—
			—
			2.3

横浜市道高速2号線

石川町JCT	阪東橋	花之木	永田	横浜横浜環状道路
				—
				—
				4.7
石川町JCT	阪東橋	花之木	永田	横浜横浜環状道路
				—
				—
				7.7

横浜市道高速湾岸線

生麦JCT	大黒JCT・大黒ふ頭
	4.6

横浜市道高速横浜環状北線

横浜港北JCT・横浜港北	新横浜	馬場(ETC)	岸谷生麦	生麦JCT
				0.8
横浜港北JCT・横浜港北	新横浜	馬場(ETC)	岸谷生麦	生麦JCT
				3.7

横浜市道高速横浜環状北西線

横浜青葉JCT	横浜港北JCT・横浜港北
	7.1

川崎市道高速縦貫線

富士見(仮称)	大師JCT・大師	殿町	川崎浮島JCT
			3.5
			5.6
			7.9

埼玉県道高速さいたま戸田線

さいたま見沼	新都心	新都心西	与野JCT(仮称)	与野	浦和北	浦和南	美女木JCT
							1.5
							—
							7.9
さいたま見沼	新都心	新都心西	与野JCT(仮称)	与野	浦和北	浦和南	—
							8.5
							9.7
							11.5

一般国道17号(新大宮上尾道路)

上尾南(仮称)	宮前(仮称)	宮前南(仮称)	大宮(仮称)	与野JCT(仮称)	与野

・ E T C 専用施設のみが設置された出入口等は「E T C」と表記する。

出入口等	料金距離 (km)
本町 (上野方向へ進行する入口に限る。)	3.7
池尻 (入口に限る。)	6.4
永福 (高井戸方向へ進行する入口に限る。)	3.4
初台 (入口に限る。)	6.7
外苑 (代々木方向へ進行する入口に限る。)	10.6
板橋本町 (中台方向へ進行する入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日まで適用する。]	25.0
板橋本町 (中台方向へ進行する入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日から適用する。]	27.1
錦糸町 (小松川方向へ進行する入口に限る。)	7.9
錦糸町 (小松川方向から進行して流出する出口に限る。)	7.9
・西 (浦安方向へ進行する入口に限る。)	9.8
足立入谷 (入口に限る。)	6.3
鹿浜橋 (加賀方向へ進行する入口に限る。)	10.3
扇大橋 (鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。)	13.6
三溪園 (入口に限る。)	10.9
杉田 (幸浦方向へ進行する入口に限る。)	4.0
新郷 (安行方向へ進行する入口に限る。)	4.9
八潮南 (八潮方向へ進行する入口に限る。)	4.6
戸田 (入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日まで適用する。]	13.8
戸田 (入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日から適用する。]	15.9
新都心 (さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。)	2.3
新都心西 (新都心方向へ進行する入口に限る。)	4.1
浦和北 (入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日まで適用する。]	8.0
浦和北 (入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日から適用する。]	10.1
美女木ジャンクション (高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日まで適用する。]	13.8
美女木ジャンクション (高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日から適用する。]	15.9
浦安 (千鳥町方向へ進行する入口に限る。)	6.4
阪東橋 (入口に限る。)	4.7
岸谷生麦 (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。)	14.5
新横浜 (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。)	8.3
横浜港北 (横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。)	7.1
大宮 (仮称) (入口に限る。)	4.9
宮前 (仮称) (入口に限る。)	1.2

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項及び第5条第3項関連)

(機構法第13条第1項第3号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1)個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1)路線名	都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線 都道首都高速6号線
(2)工事の区間			
(イ)工事の区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
(ロ)延長	1.9キロメートル	0.3キロメートル	3.3キロメートル
(3)工事方法			
(イ)工事の概要	橋の架け替え及び土工の造り替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替え及び地下化を行い、構造全体を再整備する。
(ロ)道路の区分	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)
(ハ)設計速度			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
設計速度(キロメートル/時)	60キロメートル/時	60キロメートル/時	50、60キロメートル/時
延長(キロメートル)	1.9キロメートル	0.3キロメートル	3.3キロメートル
摘要			
(ニ)設計自動車荷重	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)
(ホ)車線の幅員	3.25メートル	3.25メートル	3.25メートル
(ヘ)車線の数			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
工事施工	4車線	4車線	4車線
用地買収	—	—	4車線
摘要			

路線名		都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線 都道首都高速6号線
	(ト)路肩の標準幅員			
	橋梁高架部分			
	往復分離しない区間(メートル)	左側:1.25	左側:1.25	—
	往復分離する区間(メートル)	—	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
	摘要			
	トンネル部分			
	往復分離しない区間(メートル)	—	—	—
	往復分離する区間(メートル)	—	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
	摘要			
	土工(掘割)部分			
	往復分離しない区間(メートル)	—	—	—
	往復分離する区間(メートル)	—	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
	摘要			
	(チ)付加車線の標準幅員	—	—	—
	(リ)中央帯の標準幅員	2.00メートル	2.00メートル	—
	(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法	—	—	—
(4)工事予算		162,717百万円	43,713百万円	335,733百万円
(5)工事の着手及び完成予定年月日				
	(イ)工事の着手(予定)年月日	平成26年12月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日
	(ロ)工事の完成予定年月日	令和11年3月31日	令和8年3月31日	令和23年3月31日
債務引受限度額(消費税込み)		185,884百万円	48,832百万円	482,501百万円
	うち、助成対象基準額	181,684百万円	47,258百万円	465,798百万円
備考		東品川棧橋・鮫洲埋立部	高速大師橋	竹橋・江戸橋JCT付近

別紙特 3 を次のとおり改める。

別紙特 3

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する 特定更新等工事に要する費用に係る 債務引受限度額

都道首都高速1号線等に関する
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H26	0
H27	1,924
H28	12,001
H29	32,074
H30	13,608
R1	22,851
R2	27,258
R3	111,180
R4	15,802
R5	15,868
R6	15,934
R7	0
R8	0
R9	84,970
R10	72,577

(注1) 平成26年度から令和2年度は実績値を記載している。
(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 3 年 9 月 1 7 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 渡 邊 大 樹

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 前 田 信 弘